

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 地域交流部 空港課

法令名	佐賀県佐賀空港条例			法令番号	平成10年佐賀県条例第22号		
手続名	着陸料等及び使用料減免承認			根拠条項	第17条第4項		
審査基準	<p>1 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる着陸料等を免除することができる。</p> <p>(1) 公用のため着陸し、又は停留するとき 着陸料又は停留料</p> <p>(2) 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられて、着陸し、又は停留するとき 着陸料又は停留料</p> <p>(3) 試験飛行のため着陸するとき 着陸料</p> <p>(4) 離陸後やむを得ない事由により、他の飛行場に着陸することなく再び着陸するとき 着陸料</p> <p>(5) やむを得ない事由により不時着するとき 着陸料</p> <p>2 前項に規定するもののほか、佐賀空港事務所長が特に必要があると認めるときは、着陸料等又は使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>						
	受付機関	佐賀空港事務所	処理機関	佐賀空港事務所	交付機関	佐賀空港事務所	標準処理期間 14日 標準経過期間 日